

～相談事例～

- こんな時、どうするの？
- 1 コーヒーかすで作った容器
 - 2 工場で使用していた通い箱を自宅で利用
 - 3 事務所の紙の燃え殻は、一廃か産廃か



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

郊外で飲食店を経営しているものです。週末、自社の庭を利用してバーベキュー大会を計画しています。その際、コーヒーかすを原料にして作った容器を利用する予定ですが、使用したこの容器は産業廃棄物に該当しますか、それとも一般廃棄物ですか。産業廃棄物だとすると品目は何になりますか。また、どのように処理したら良いですか。

(回答 1)

コーヒーかすが産業廃棄物になったとすれば、動植物性残さに該当します。しかし、産業廃棄物に該当する動植物性残さは、業種が食品製造業、医薬品製造業及び香料製造業に限定されておりますので、飲食業は該当いたしません。従いまして、バーベキュー大会で利用した食器は一般廃棄物に該当します。具体的な処分方法については、市町村にご相談ください。

(照会 2)

夫が勤務していた工場で使用していた通い箱をもらってきて自宅で利用していましたが、これを処分したいのですがどうしたら良いですか。ちなみに、通い箱はプラスチック製です。

(回答 2)

勤務していた工場で使用していたものをもらい受け、自宅で利用していましたので、もらい受けた時点では有価物という整理になると思います。自宅で使用していて不要になったので一般廃棄物に該当します。具体的な処分方法については、市町村にご相談ください。

(照会 3)

会計事務所を経営しており、個人情報を書いてある文書を敷地内にある焼却炉で焼却しております。この焼却炉は市役所に届け出されている適法の焼却炉です。焼却した燃え殻がたまってきたので、処分したいと思いますがどうしたら良いですか。

(回答 3)

産業廃棄物に該当する紙くずは業種が限定されており、会計事務所では不要になった紙くずは、一般廃棄物に該当します。従いまして、一般廃棄物を焼却しても一般廃棄物には変わりありませんので、処分については市町村にご相談ください。ちなみに、紙くずが産業廃棄物に該当する業種は、建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くずになります。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（11月10日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。